

大阪府育英会奨学資金の貸付限度額(年額)の計算方法について

◆大阪府外の私立高等学校(全日制及び通信制)等、大阪府内の私立高等学校等就学支援推進校以外の私立高等学校等へ進学された方

- 「大阪府・授業料支援補助金見込額」は記載の額にかかわらず、“0円”として、以下の計算式で算出された金額が「貸付限度額(年額)」となります。
(大阪府授業料支援補助金は支給されません。)

$$\boxed{\text{進学先学校の年額授業料}} - \boxed{\text{国・就学支援金見込額}} - \boxed{\text{大阪府・授業料支援補助金見込額 [0円]}} + \boxed{\text{その他教育費10万円}} = \boxed{\text{貸付限度額(年額)}}$$

- 「大阪府・授業料支援補助金見込額」が“0円”と記載の場合、「貸付限度額(年額)」は【24万円】です。
(授業料実質負担額※が24万円より低い場合はその額が上限となります。)

◆大阪府の私立高等学校等就学支援推進校の通信制高等学校へ進学された方

- 「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」の記載額の合計が60万円となる場合、「貸付限度額(年額)」は【10万円】です。
- 「大阪府・授業料支援補助金見込額」の記載額が「281,200円」の場合、「貸付限度額(年額)」は【授業料実質負担額※+10万円】となります。
- 「大阪府・授業料支援補助金見込額」の記載額が「0円」の場合、「貸付限度額(年額)」は【授業料実質負担額※】となります。
(授業料実質負担額が24万円を超える場合は24万円が上限となります。)

$$\boxed{\text{進学先学校の年額授業料}} - \boxed{\text{1単位あたりの国・就学支援金} \times \text{単位数}} = \boxed{\text{授業料実質負担額}}$$

(1単位あたりの授業料及び単位数は進学先の学校にご確認下さい。)

◆大阪府立大学工業高等専門学校へ進学された方

- 「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」の記載額の合計が60万円となる場合、「貸付限度額(年額)」は【10万円】です。
- 「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」の記載額の合計が40万円となる場合、「貸付限度額(年額)」は【21万6千円】です。
- 「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」の記載額の合計が50万円で、私立高校生含んで2人の子どもを扶養する世帯の場合、「貸付限度額(年額)」は【20万円】です。
- 「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」の記載額の合計が50万円で、私立高校生含んで3人の子どもを扶養する世帯の場合は、借入することができません。
- 「大阪府・授業料支援補助金見込額」が“0円”と記載の場合は、借入することができません。

◆大阪府外の国立高等専門学校へ進学された方

- 記載の「大阪府・授業料支援補助金見込額」にかかわらず、貸付限度額(年額)は、以下の計算式で算出された金額となります。
(大阪府授業料支援補助金は支給されません。)

$$\boxed{\text{進学先学校の年額授業料}} - \boxed{\text{国・就学支援金見込額}} + \boxed{\text{その他教育費10万円}} = \boxed{\text{貸付限度額(年額)}}$$

- 「大阪府・授業料支援補助金見込額」が“0円”と記載の場合は、借入することができません。

※授業料実質負担額とは、授業料年額から、国の就学支援金や学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。